三、但書ニ定ナキ者ハ随時委員会ニ参加シテ発言ス
ル組合ハ会社ノ選ビ会社ニ於テ出資ス
四、前掲諸項ハ委員会ノ議事トシテ左記ノ諸項ノ経営
ヲ為シ得ルモ 但シ産業委員会ガ之ヲ議決
時日ニ付テ協議スルコトモアリマス
五、工場一般ノ平安ヲ害シ紀律ヲ紊シタルモノハ懲戒
委員会ニ於テ懲罰ニ附シマス

産業委員会組織

一、中央産業委員会ハ各工場ヨリ選出セラレタル委員ヲ以テ組織ス
ル其ノ順序ハ左ノ如シ
各工場ヨリ二名(労働側ニ限リ五名)

二、 会長 一名
　　幹事 三名
各工場ハ其ノ各部署毎ニ委員ヲ選挙シ之ヲ中央
産業委員会ニ推薦スルコトトス
(備考) 新設ノ山崎工場ハ当分ノ間[illegible]
年六、七百名ノ労働者ノ[illegible]
ハ因ル[illegible]
[illegible]
ニ至ラズ
此種ノ問題ハ一応ノ私ノ意見[illegible]
実際[illegible]